

壮瞥町中小企業・小規模企業融資制度資金 利子補給事業のご案内

町では、原油原材料価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者、小規模企業者の事業継続及び経営の安定を図ることを目的に、次のとおり利子相当額を助成する利子補給事業を実施します。

対象事業者

次の要件をすべて満たす中小企業者、小規模企業者。

- ・町内に事業所を有し、町内で収益活動を行っている者（農業者、農業法人を除く）。
- ・町税及び町に対する債務を完納している者。
- ・壮瞥町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）に定める暴力団に関係していないこと。

対象融資

- ① 商工会の経営指導を受けて斡旋された融資（小規模事業者経営改善資金。通称：マル経融資）。
- ② 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症対応融資。
- ③ ②以外の新型コロナウイルス感染症対応融資。ただし、北海道信用保証協会の保証があること。

利子補給金の額

利子補給率	金融機関から融資を受けた資金の貸付利率とし、1 パーセントを限度とする。
利子補給の対象期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、対象融資が国の新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度による特別利子補給助成金を受けている場合は、その助成期間を対象外とする。
利子補給の上限額	一中小企業等につき、年 10 万円以内。

申請期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 9 月 30 日（火）

申請先

壮瞥町商工会（申請受付、振込等の事務は壮瞥町商工会が行います。）

交付申請書類

- ・交付申請書（様式第 1 号）：壮瞥町商工会または役場商工観光課で配布します
- ・返済予定明細表の写し
- ・振込口座の通帳の写し
- ・前期の決算書の写し
- ・その他商工会長が求める書類

【お問い合わせ先】壮瞥町役場商工観光課商工観光係（道の駅そうべつ情報館 i 2 階
☎0142-66-4200）または壮瞥町商工会（☎0142-66-2151）